

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

別表

| 施設の名称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|---------------------|-----------|
| 切串交流プラザ | 江田島市江田島町切串二丁目19番17号 | 令和6年4月1日 |